

## 要 旨

筆者は、これまで国立公文書館（以下「館」という。）の利用審査係において、利用制限情報が含まれている可能性があることから、利用にあたって審査を要する文書（以下「要審査文書」という。）の審査業務や、利用係において、要審査文書を含む特定歴史公文書等に関する利用者からの問い合わせ対応業務を担当した。館の目録において利用制限の区分が、「要審査」、「部分公開」及び「非公開」の文書（以下「要審査文書等」という。）のものについては、利用者に提供できる情報が限定的にならざるをえないことから、筆者が利用係に在籍中、個人に関する情報等の利用制限情報に該当する可能性のある情報を手がかりに、特定の文書を探している利用者へ、情報提供することができないケースがあった。こうした状況を改善し、利用者が求める情報を含んだ特定歴史公文書等への確に利用請求をしてもらえるよう促すためにも、要審査文書等の情報提供のあり方について検討する必要がある。

第 1 章で、館の保存する特定歴史公文書等に関する情報提供方法の現状を分析した結果、現在、資料群情報を提供している目録や研究紀要の「北の丸」以外の検索手段が必要であると考えた。次に、オーストラリアにおける一般に提供できない情報を含んだ所蔵資料の検索手段の事例を参照したところ、検索手段のひとつである概要ガイドを作成していることがわかった。概要ガイドは、機関が所蔵する資料を様々な項目で示している。そのため、本稿の課題の解決方法として概要ガイドが望ましいと考え、これを踏まえ、利用者が求める情報や文書へたどり着くための手がかりとなる所蔵資料ガイドを作成することとした。

所蔵資料ガイドを作成するにあたり、その素材として館が保存する「軍法会議関係文書」を第 2 章で取り上げ、同関係文書に関する情報を整理した。同関係文書は、旧日本陸海軍の軍法会議に関する文書で、そのほとんどが判決内容を記載した「判決原本」である。まず出所である軍法会議の沿革を確認し、当時作成されていた文書の全体像を把握するために文書管理規程の変遷をおさえ、その上で移管文書の特徴を整理した。これらの情報は、同関係文書を理解し、実際に文書へたどり着くために重要である。

第 3 章では、「軍法会議関係文書」の情報を事例に、要審査文書等の資料群の中から、利用者が求める情報を得たり、文書にたどり着くための手がかりとなる所蔵資料ガイドを作成した。

最後に、作成した所蔵資料ガイドについて考察を行い、今後の課題についても触れた。